

# 税の申告に係るお知らせ

## 「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

令和5年中に国民年金、厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さんに、令和5年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中旬に日本年金機構から送付されます（障害年金や遺族年金は非課税所得のため送付されません）。

所得税等の確定申告の際の添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

マイナポータルとねんきんネットの認証連携手続きがお済みの方で、ねんきんネット内で「電子送付を希望する」と登録している場合は、マイナポータルの「お知らせ」に源泉徴収票がデータで送信されますので、ご注意ください。

問い合わせ先

弘前年金事務所 TEL0172-27-1339

## 令和5年分「障害者控除対象者認定書」の交付について

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が次の要件に該当する場合、市が交付する「障害者控除対象者認定書」によって一定の所得控除（所得税および住民税）を受けることができます。

### 対象となる要件

満65歳以上で、介護保険要介護認定（要支援1・2を除く）を受けている方や6カ月以上寝たきりの状態にある方

\*身体障害者手帳、愛護手帳をお持ちの方は、それらの手帳により、この認定書がなくても控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳（身体障害者3～6級）等ですでに控除を受けている方でも、介護保険における要介護状態区分が要介護4または要介護5の方は、この認定書により特別障害者として控除を受けることができます。

受付開始日…1月4日(木)から

\*認定書は、後日、郵送しますので、余裕をもった申請をお願いします。

### 申請に必要なもの

- ▷障害者控除対象者認定申請書（各窓口および市ホームページから入手可）
- ▷対象者の介護保険被保険者証（写し可）
- ▷申請者の身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、その他顔写真付きの公的身分証明書など）

### 提出先

介護福祉課または各総合支所総合窓口係

問い合わせ先…介護福祉課 内線2447

## 青色申告を行って「農業経営収入保険」に加入を！

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を対象として、基準収入の9割を上限に補償する制度です。

これまで、収入保険に加入するためには2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、制度改正により1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。

青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和6年から青色申告をされる方であれば、令和7年1月から収入保険に加入できます。

さらに、市では令和7年度まで新規加入者と継続加入者を対象に、保険方式の保険料部分の2分の1以内を助成する事業を実施していますので、ぜひ保険加入をご検討ください。

令和7年に青色申告1年分のみで新規加入する「個人農業者」の場合のスケジュール

令和6年 3月15日まで	青色申告承認申請書を税務署に提出
10月～11月	加入申請
12月	保険料等の納付
令和7年 1月～12月	保険期間
令和8年 確定申告後～6月	保険金・特約補てん金の請求および支払い

問い合わせ先

▷(収入保険) NOSA | 青森津軽支所  
TEL33-1513

▷(助成事業) 農林政策課 内線2515